

中小企業等海外展開支援事業

令和6年度概算要求額 8.4億円（新規）

事業の内容

事業目的

中小・スタートアップ企業や大学等（以下「中小事業者等」とする）による国際的な知的財産戦略の構築を支援するため、外国出願費用、審査請求費用、拒絶理由通知への応答等の中間手続費用を助成し外国における権利取得を促進するとともに、海外での知的財産権侵害への対策費用を助成し、グローバルな知的財産権の取得、事業化及び権利行使につなげることを目的とする。

事業概要

<海外権利化支援事業>

中小事業者等（特許法施行令10条）による外国出願や中間手続等に要する経費の一部を助成し、事業化も見据えた外国における産業財産権の権利化を支援する。

<海外出願支援事業>

中小企業者等（中小企業支援法第2条）による外国出願に要する経費の一部を助成し、外国における産業財産権の出願を支援する。

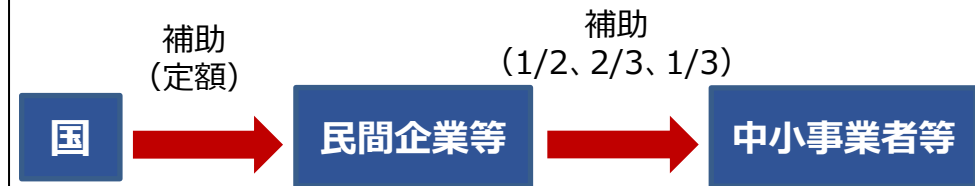
<海外侵害対策支援事業>

中小事業者等の海外での知財侵害への対策費用を助成し、外国における権利行使の促進を支援する。

<海外知財訴訟保険事業>

中小企業者等が海外において知的財産侵害を理由とする訴訟の提起等を受けることにより生じた費用を負担する海外知財訴訟費用保険制度加入者の掛金の一部を補助する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

令和6年から新規事業であり、

短期的には支援件数に対する登録件数の割合70%以上を目指す。

中期的には警告や行政摘発等を行いたいとする模倣品対策申請案件のうち実施に至った件数(割合)50%以上を目指す。

最終的には海外知財訴訟費用保険への加入件数125社以上を目指す。